

令和3年度

CareTech ニーズリサーチ委託事業

【応募要領】

■ 募集期間

令和3年5月10日（月）～令和3年7月15日（木）

※申請を受理次第、順次審査を実施いたします。

※募集期間内でも採択額が予算額に達し次第、募集を終了いたします。

■ 受付先・問い合わせ先

仙台フィンランド健康福祉センター事業創成国際館

〒981-0962 仙台市青葉区水の森3-24-1

TEL：022-303-2666 FAX：022-303-2667

E-mail：rdunit@sendai.fwbc.jp

※平日9時～17時（土日祝日を除く）の営業時間中に受付いたします。

※申請様式は仙台フィンランド健康福祉センターのHPからダウンロード可能です。

公益財団法人仙台市産業振興事業団

仙台フィンランド健康福祉センター 事業創成国際館

## 目次

1. 事業の目的.....	1
2. 応募資格 .....	2
3. 委託対象業務.....	2
4. 採択件数 .....	2
5. 委託契約限度額 .....	2
6. 対象経費 .....	3
7. 委託先の選定.....	3
8. 申請手続きの概要.....	4
9. 委託期間 .....	4
10. 手続き及び事業の流れ.....	5
11. 成果品の提出.....	5
12. その他の留意事項 .....	5

## 1. 事業の目的

仙台フィンランド健康福祉センターでは、仙台市における CareTech 関連産業の創出及び振興のため、市内事業者等の健康福祉分野における事業化に向けた支援を行っています。本事業は、健康福祉分野における課題・ニーズに対して有用かつ実現性の高いソリューションビジネスの企画開発を促進するため、現場ニーズを満たすソリューションアイデアについて、業務委託の形式によりマーケティング調査及び開発コンセプト・仕様の検討等における支援を行うものです。



\* 本事業を翌年度以降の「健康福祉サービス・機器開発委託事業」の前段ステップとしてご活用いただくことが可能です。

### 【活用例】

#### STEP1 | ニーズリサーチ委託事業 (本事業)

開発検討中の機器・サービスについてニーズ・市場調査等を踏まえた仕様設計を検討



#### STEP2 | 健康福祉サービス・機器開発委託事業

市場化に向けた本格開発及び実証試験等によるブラッシュアップ ※審査があります。

## 2. 応募資格

健康福祉分野における諸課題を解決し、新たな価値を創造する機器・サービスの開発及び事業化に取り組む中小企業者（中小企業基本法第二条第一項のいずれかに該当する者）または個人事業主のうち、以下の要件を全て満たす事業者

- (1) 仙台市内に本社、または支社・事業所・営業所を有すること
- (2) 市税等、主たる所在地の市町村税を滞納が無いこと
- (3) 他の行政機関等（国、県、市町村、公益法人）から同一事業について補助金等の交付を当該年度に受けていないこと
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定されるもの）又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している事業者でないこと

※日本国内であれば仙台市外に本社、本部等の所在地があっても構いません。

※大学や研究機関、他事業者との連携による申請の場合は、事業者を主体とし、大学や研究機関は連携パートナーとしてご申請ください。

## 3. 委託対象業務

- (1) 健康福祉分野における諸課題の解決を目的とした、自社で新規開発（販売開始前）あるいは改良（機能追加・性能向上）を検討中の機器・サービスについて、高い有用性および導入可能性を実現するため、ニーズの深堀及びマーケティング等調査、分析等を行うこと
- (2) 上記を踏まえたうえで、必要に応じて試作品等による検証を行い、新規開発または改良に向けた仕様設計等の検討結果を報告書にまとめること

※介護福祉施設等の協力先の選定については受託者側で調整いただくか、または当センターの支援が受けられます。なお、新型コロナウイルスの流行状況によって、協力先や実施内容について、ご希望に副えない場合がございます。予めご理解ご了承くださいませよう、お願い致します。

※介護福祉施設の現場における試作品の検証については、協力先施設による許諾の下、安全性の確保が判断できた場合に限りです。委託者が必要と判断した場合は、別途、アドバイスカウンシル（倫理審査会）を開催し、人権擁護への配慮や個人情報の取り扱い、安全への配慮等について審査を行います。

## 4. 採択件数

3件程度

## 5. 委託契約限度額

300,000円（消費税10%含む）

## 6. 対象経費

対象とする経費は、同委託事業を遂行するために必要な以下の経費（消費税 10%を含む額）とします。

① 諸謝金	業務を遂行するために必要な専門家等を活用した場合や協力者等に支払う謝金
② 直接人件費	業務にかかる直接人件費
③ 旅費	業務を遂行するために必要な専門家等を活用した場合及び職員が出張した場合の旅費
④ 会議費	会議・勉強会等にかかる会場使用料及び茶菓子代等（食事代は不可）
⑤ 資料購入費	業務を遂行するために必要な資料等購入経費
⑥ 借損料	機械・装置等の借用に要する経費
⑦ 試作・設計費	試作・設計及び実験に要する経費
⑧ 市場調査費	市場調査に要する経費
⑨ 製造・改良・加工料	完成したサービス・製品の製造・改良・加工等に要する経費
⑩ コンサルタント費用	業務を遂行するために必要な調査に係るコンサルタント会社等を使用するために要する経費
⑪ 雑役務費	委託業務に直接従事したアルバイト・パート等の賃金・交通費
⑫ 通信運搬費	業務を遂行するために必要な通信費・資料送付等に伴う運搬費
⑬ 消耗品費	業務を遂行するために使用する事務用品等消耗品等の購入に要する経費
⑭ 特許、実用新案、意匠登録等の取得費	
⑮ 通訳・翻訳費	業務を遂行するために必要となる通訳・翻訳に係る経費
⑯ 一般管理費	本事業の一般管理費
⑰ その他	以上の経費のほか、特に必要と認められる経費

## 7. 委託先の選定

### (1) 審査

提出された資料に基づき、有識者によって構成される審査会（書面審査会）によって行います。審査は非公開、また提出資料のみを根拠として審査を行いますので、書類に不備がないよう十分にご注意ください。委託の決定は審査会の結果に基づき、当事業団理事長が決定します。

### (2) 審査結果の通知

応募者全員に対して、採択または不採択の結果を通知いたします。

※審査内容についてのお問い合わせには応じかねますので、ご了承ください。

※当センターホームページ等で採択者を公表いたします。

### (3) 審査事項

- ①本事業の目的との整合性
- ②新規開発または改良する機器・サービスの顧客価値及び市場性
- ③申請事業内容の実現可能性
- ④当センターによる支援の必要性

## 8. 申請手続きの概要

### (1) 申請受付先及び問い合わせ先

仙台フィンランド健康福祉センター事業創成国際館

「ニーズリサーチ委託事業担当」あて（郵送の場合）

住所 〒981-0962 仙台市青葉区水の森 3-24-1

TEL 022-303-2666 FAX 022-303-2667

Mail rdunit(at)sendai.fwbc.jp ※(at)を@に変換してください

URL <https://sendai.fwbc.jp>

### (2) 応募受付期間

令和3年5月10日（月）～令和3年7月15日（木）17時まで

※持参又は郵送（必着）で受付いたします。持参の場合は募集期間中の土日祝日を除く9時～17時に受け付けます。

※申請を受理次第、順次審査を実施いたします。

※募集期間内でも採択額が予算額に達し次第、募集を終了いたします。

### (3) 提出書類

- 様式第1号 本紙（必須）
- 様式第1号 別紙1・2（該当者必須）
- 納税証明書（必須）

※様式第1号別紙1（連携先団体情報）は、他団体・企業との連携による申請の場合は提出して下さい。別紙2（協力先事業所情報）は、調整を行っている協力先施設等がある場合は提出して下さい。

※納税証明書は直近1年間の法人市民税（申請者が個人の場合は個人の市民税）の納税証明書（発行から3ヶ月以内のもの）をご用意ください。仙台市内の企業・個人の場合は各区役所にて発行しています。

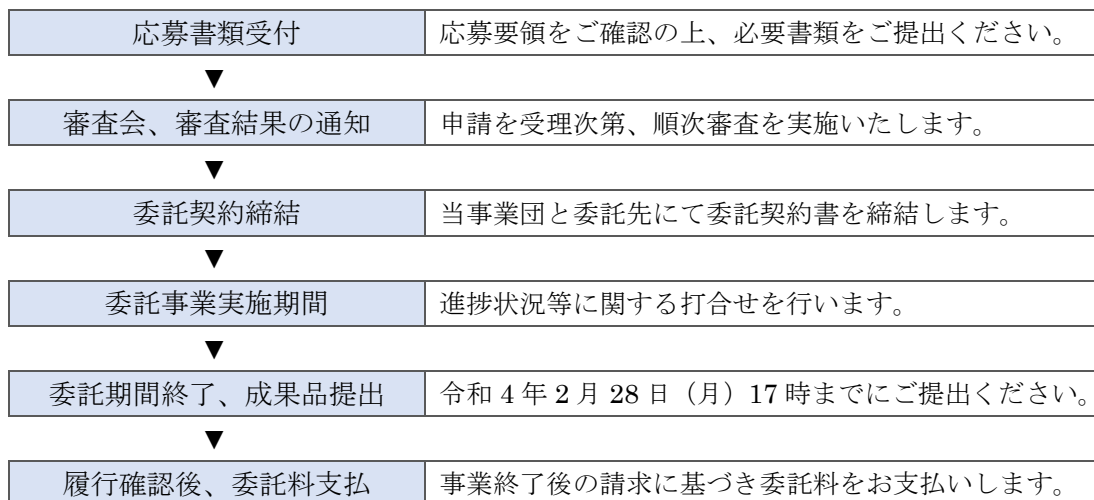
※任意で添付する書類についてはA4サイズ5枚（両面）を限度とし、ホチキス留めを行わないようお願いします。

※申請書類の返却はいたしませんのでご了承願います。

## 9. 委託期間

本事業に係る契約期間は、委託締結日から令和4年2月28日（月）までとします。ただし、提案内容によっては終期を早めることができます。

## 10. 手続き及び事業の流れ



※審査結果通知の日程等は申請時期によって異なるため、詳細は申請者あて個別にご連絡いたします。

## 11. 成果品の提出

### (1) 成果品の納品について

受託者は、委託契約時に定める仕様書に基づき、実施した内容に加えて新規開発・改良に向けた仕様検討内容を含めた実施報告書を成果品として納品いただきます。ご提出いただいた書類について、開発・改良の内容や仕様を公表することはございません。

### (2) 履行確認について

納入された成果品が委託契約仕様を満たしていることを委託事業終了後のヒアリング等において確認のうえ、仕様書に定めた所定の文書の提出を受けることで履行確認といたします。

### (3) 委託費の支払いについて

履行確認後、当事業団の会計手続きに従い受託者の口座に振り込みます。なお、委託費は経理上、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

## 12. その他の留意事項

- (1) 申請を受理した後でも書類に不備が発見された場合には、書類の訂正、再提出をお願いする場合があります。
- (2) 申請書の記載事実が虚偽・重大な事実の隠匿があった場合は、採択を取り消すとともに、当事業団に生じた損害を賠償頂きます。
- (3) 実施内容や新型コロナウイルスの流行状況等によって、スケジュールや希望する項目について申請時のご希望に副えない場合がございます。予めご了承ください。
- (4) 本事業を実施した事により特許権等の知的所有権が発生した場合は、それらの権利は当事業団が指定した場合又は特定の定めがある場合を除き、原則として受託者に帰属するものとします。
- (5) 本事業の採択事業者に対し、アンケート調査の実施や、委託事業終了後のヒアリングなどさせていただく場合がございます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。